（算定割当量の取得等）

第十三条の二の六　［略］

（預金者等に対する情報の提供）

第十三条の三　銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

［一～三　略］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

［イ～ル　略］

［五・六　略］

２　銀行は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該銀行は、当該書面を交付したものとみなす。

［３～５　略］

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十三条の五　銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

［一・二　略］

三　保険業法第二条第一項に規定する保険業（第十七条の二第一項第二号、第十七条の三第二項第二十四号及び第三十四条の五第二項第二号において「保険業」という。）を行う者が保険者となる保険契約

［２～４　略］

（同一人に対する信用の供与等）

第十四条　令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第二十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行つた外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

［一～三　略］

［２～６　略］

（銀行の特定関係者）

第十四条の七　令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（令第四条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　略］

（算定割当量の取得等）

第十三条の二の五　［同上］

（預金者等に対する情報の提供）

第十三条の三　［同上］

［一～三　同上］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

［イ～ル　同上］

［五・六　同上］

２　銀行は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法（法第二十条第六項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該銀行は、当該書面を交付したものとみなす。

［３～５　同上］

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十三条の五　［同上］

［一・二　同上］

三　保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

［２～４　同上］

（同一人に対する信用の供与等）

第十四条　令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行つた外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

［一～三　同上］

［２～６　同上］

（銀行の特定関係者）

第十四条の七　令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（令第四条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　同上］